

架空請求

(利用していない出会い系サイトの利用料請求ハガキが来た。)

- Q. 出会い系サイトを利用した覚えが全くないのに2000円を支払うようにメールがあり、無視していたところ、債権取立代行業者を名乗る業者からハガキで36000円の請求があった。
- A. ○ 身に覚えのない料金請求については、料金を支払う必要はないので無視して構いません。
- 自分の電話番号やEメールアドレス等個人情報が相手に知られてしまいますので、絶対に相手に連絡しないようにして下さい。
- 相手が、自宅や職場に押し掛けてくるようなことがあれば、すぐに110番通報して下さい。

※ 福岡県消費生活センター（福岡市博多区所在、TEL 092-632-0999）